

寒川町情報公開条例及び寒川町個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 25 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 1 号

寒川町情報公開条例及び寒川町個人情報保護条例の一部を改正する条例

(寒川町情報公開条例の一部改正)

第1条 寒川町情報公開条例(平成11年寒川町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項」に改める。

(寒川町個人情報保護条例の一部改正)

第2条 寒川町個人情報保護条例(平成11年寒川町条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項」に改め、同条第13号中「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。